

# 評価細目の第三者評価結果

（保育所、地域型保育事業）

## I 福祉サービスの基本方針と組織

### I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
I-1-1 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-1-1-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	当保育所では市の保育理念に沿い、独自の保育目標を設定しています。設定した保育目標は、玄関や保育室には目標を掲示し、保護者や訪問者に明示しています。毎月のおたよりでは、市の保育理念と当所の目標を組み合わせ、年齢別の保育内容を具体的に紹介しています。さらに、3月の入所説明会では、保育所の方針や年間計画を詳細に説明し、保護者とのコミュニケーションを深めています。これらの取り組みにより、保育所の透明性を高め、保護者からの信頼を得ています。

### I-2 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
I-2-1 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-1-1-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	当保育所では、子ども子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）に沿って運営を行い、安全への取り組みに特に注力しています。今年度は新たな安全計画を策定し、各保育室に配備された安全チェックリストを用いて毎月、清潔かつ安全な保育環境の確認を徹底しています。さらに、子どもたちが安全に遊べるよう、遊具の月次点検を行っています。新型コロナウイルス感染症の分類変更に伴い、職員間で状況に応じた見直しや工夫を行い、変更事項は保護者に事前に通知する体制を整えています。これらの努力により、保育所は安全かつ健康的な環境を維持し、保護者との信頼関係を強化しています。
I-2-1-1-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	当保育所は自然豊かな静かな環境に恵まれており、自然を活かした保育を取り入れるとともに、保護者とのコミュニケーションを重視しています。地域の方々との交流も積極的に行っており、散歩や園庭開放を通じて、地域コミュニティとのつながりを深めています。また、安全な保育環境を確保するため、主幹と主査が前日に職員の配置を計画し、朝の打ち合わせで周知しています。学年やクラスに限らず、職員全体で連携を図りながら保育を行っています。これらの取り組みにより、保育所は安全かつ温かい保育を提供し、保護者や地域社会からの信頼を得ています。

### I-3 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
I-3-1 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-1-1-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	当保育所は、越谷市の長期的な第5次越谷市総合振興計画（2021～2030年）の理念に則り、『水と緑と太陽に恵まれたみんなが活躍する安全・安心・共生都市』を目指しています。この基本的構想に沿って、基本計画や実施計画を策定し、実践しています。また、中期計画としての第2期子ども子育て支援事業計画（令和2年～令和6年度）では、「子どもたちが夢と希望を持って育ち、安心して子育てできるまちづくり」を目標に掲げています。これらの計画に基づき、保育所では子ども一人ひとりの可能性を大切に、安全で豊かな保育環境を提供しています。これにより、保育所は地域社会において重要な役割を果たし、保護者や地域からの信頼を集めています。

<p>I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p>	<p>a</p>	<p>保育所では、「子どもたちが夢と希望を持って育ち、安心して子育てができる街を作る」という第2期子ども子育て支援事業計画に沿っています。また、越谷市の保育理念「すべての子どもを健やかに心豊かに育てる」を基盤としており、これに基づき、「元気に遊ぶ子」「思いやりのある子」「自分で考えて行動する子」という保育目標を掲げています。保育所では、これらの目標を実現するために、全体的な計画や年間指導計画、行事計画が策定されており、現在中長期計画の作成に取り組んでいます。具体的な取り組みとしては、子どもたちの身体活動を促すための遊びの時間の充実や、思いやりを育むための集団活動、自立心を養うための自由な表現活動などが行われています。これらの取り組みは、子どもたちの健全な成長を支援し、保護者からも高い評価を受けています。</p>
<p>I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。</p>		
<p>I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p>	<p>a</p>	<p>当保育所では、第2期子ども子育て支援事業計画（令和2年～令和6年度）を基にした事業概要が策定されています。年度始めにはこの計画を踏まえ、年間指導計画を立て、年度末にはその成果を評価し反省することで、教育の質の向上に努めています。さらに、行事ごとにマニュアルを作成し、年間行事計画を策定。実施後の評価と見直しをマニュアルに反映させ、次年度の改善につなげています。この一連の取り組みにより、保育所のサービス品質は着実に向上し、子どもたちにとっても保護者にとっても頼りにされる保育環境を実現しています。</p>
<p>I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。</p>	<p>a</p>	<p>当保育所では、年間行事計画を前年度の評価と見直しを踏まえて作成し、年度末や入所時に保護者に配布しています。新型コロナウイルスの影響で4月の保護者総会は中止となりましたが、配布資料により情報共有を図っています。また、新型コロナウイルス感染症が5類に分類されたことを受け、昨年度と比較して行事内容を見直し、感染対策を行いつつ徐々に4年前の開催方法に戻す方針を職員間で議論し決定しています。昨年度との大きな変更点は、コードモンの配信、お知らせ、貼り紙、ホワイトボードを通じて保護者に伝達しています。さらに、各クラスでは所内にドキュメンテーションとして写真を多用し、保育内容の可視化を図り、利用者にとってわかりやすい工夫をしています。これらの取り組みは保育所の透明性を高め、保護者との信頼関係を強化する効果をもたらしています。</p>

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果	コメント
<p>I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p>		
<p>I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p>	<p>a</p>	<p>市内の公立18ヶ所の保育所においては、所長会議、主幹会議、看護師会議、各年齢別会議、給食委員会、給食主査技能会議、安全衛生委員会が定期的に行われ、情報の共有を図っています。所内では、毎月の所内会議（所長、主幹、主査）、職員会議（行事、報告、月案）、フリー保育士会議、時間外保育員会議、乳児部会、幼児部会が開催され、保育や行事の円滑な実施を目指しています。さらに、所内研修を定期的に行い、子どもや保護者支援、保育の見直し、緊急時の対応など、保育の質と安全対策の向上に努めています。これらの取り組みにより、保育所全体のサービスレベルの向上を図り、安心できる保育環境を提供しています。</p>
<p>I-4-(1)-② 評価結果に基づき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	<p>a</p>	<p>保育所では、年間指導計画を年度末に評価・反省し、次年度の計画に反映しています。月ごとにも指導計画を設定し、月末にその評価と反省を行い、保育の質の振り返りを行っています。ヒヤリハットが発生した際には、臨時会議を開き、職員間で対策を話し合い、注意喚起のためのポップを設置するなど、迅速に対応しています。また、保育士や看護師の自己評価を年2回行い、クラス別面談や個別面談を通じて運営の円滑化を図っています。例えば乳児用のおもちゃが少ないという指摘があった場合には、おもちゃの使用の見直しや改善に努める体制を整備しています。さらに、給食調理員や所務の能力評価を年1回実施し、個別面談を通じてサービスの質向上に努めています。これらの取り組みにより、安全で質の高い保育環境を提供し、保護者にも信頼される保育所を目指しています。</p>

II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	コメント
II-1-（1） 管理者の責任が明確にされている。			
II-1-（1）-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	当保育所では、所内での各職員の役割を明確にするために役割表を作成し、全職員に周知しています。この取り組みにより、職員一人ひとりが自身の責任範囲を理解し、効率的かつ効果的な業務遂行が可能になっています。また、所長は職場の責任者としての役割を担い、保護者対応や保育全般、緊急時の対応において、重要な責任を負っていることを職員に伝え、その重要性を共有しています。これにより、職員間での連携が強化され、保育所全体の運営がスムーズに行われるよう努めています。これらの取り組みは、保育所の運営を円滑にし、高品質な保育サービスを提供するための基盤を強化しています。	
II-1-（1）-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	当保育所では、年度始めに職員全体で保育マニュアルを読み合わせ、確認することで、全職員が保育の基本方針と手順を共有しています。この取り組みにより、保育の質を一貫して高め、職員間の理解を深めています。さらに、新たに決定された国・県・市の方針や決定事項については、速やかに職員に会議や回覧を通じて周知し、最新の情報に基づいた保育を行っています。これにより、法令遵守や地域のニーズに即応した保育を実現し、保護者からの信頼を獲得しています。これらの取り組みは、保育所が常に最新の情報に基づき、質の高い保育を提供するための基盤を確立しています。	
II-1-（2） 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
II-1-（2）-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	当保育所では、定期的な会議（職員会議、所内会議、乳児部会、幼児部会、フリー保育士会議、時間外保育員会議等）を開催し、職員が課題や要求に対して積極的に改善策や提案を行っています。これにより、保育所の運営におけるさまざまな問題点が明らかになり、実効性のある解決策を導出しています。また、所長は常に主幹と相談し、主幹や主査を通じて部下の意見を吸い上げることで、職員からの直接的な相談にも対応しています。このような上下間の密なコミュニケーションは、課題の迅速な改善や提案の実現を促進し、保育所全体のサービス向上に寄与しています。これらの取り組みは、保育所の職員間の連携を強化し、より良い保育環境を提供するための基盤を築いています。	
II-1-（2）-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a	当保育所では、子ども、保護者、職員が安心して利用できる生活や働きやすい環境作りに努めています。安全点検や施設修繕、備品の改善に際しては、職員からの意見を積極的に取り入れ、保育施設課に予算要望を行い、継続的な改善を実施しています。問題が発生した場合には、臨時の職員会議を開催し、面談を通じて改善策を検討し、迅速に対応しています。また、必要に応じて上司への報告や相談を行い、問題解決に向けた体制を整えています。これらの取り組みは、保育所が安全で快適な環境を維持し、すべての利用者にとって最適な場所であることを目指しています。	

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	コメント
Ⅱ-2-（1） 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。			
Ⅱ-2-（1）-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	越谷市において、人材育成基本方針が策定され、市の採用に基づいて研修計画（階層別研修、人権研修等）が実施されています。これにより、職員のスキル向上と意識の高揚が図られています。また、職員の欠員が生じた場合には、保育施設課を通じて人事課から職員の募集が行われており、質の高い保育サービスの提供を継続しています。さらに、職員の定着を促進するために、職員間のコミュニケーションを重視し、クラスに入ることで相談や悩みが話しやすい環境を作り、安心して働ける職場作りに努めています。これらの取り組みは、保育所が職員にとって働きやすく、また子どもたちにとっても安全で快適な環境を提供するための重要な基盤となっています。	
Ⅱ-2-（1）-② 総合的な人事管理が行われている。	a	当保育所では、職員の異動希望や状況を把握した上で、年に1回、子ども家庭部の保育施設課長と所長がヒアリングを行い、職員の異動や配置に配慮しています。この取り組みは、職員一人ひとりの希望や適性を考慮し、最適な人員配置を実現するために重要です。また、職員に何らかの問題が生じた場合には、その都度相談を行い、迅速かつ適切に対応しています。さらに、人事課や安全衛生管理課と連携し、職員が安心して安全な環境の中で、健康かつ意欲的に仕事ができるよう配慮しています。これらの取り組みにより、職員が充実した職場環境で働けるよう努めており、それが結果として質の高い保育サービスにつながっています。	
Ⅱ-2-（2） 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ-2-（2）-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a	当保育所では、毎朝の打ち合わせを通じて職員の状況を把握し、安全な保育が行えるよう職員配置を行っています。これにより、日々の保育業務がスムーズに進むよう努めています。また、職員個々の私生活の状況、例えば子育てや介護を行っている職員のニーズに配慮し、すべての職員が平等に休暇を取得できるよう配慮しています。事務所では、保育のことや個人的なことが話しやすい環境を整えることで、職員間のコミュニケーションの向上に努めています。さらに、なるべく残業が発生しないよう、職員同士で声をかけ合い、協力し合っています。これらの取り組みは、職員が安心して働ける職場環境を作り出し、結果的に質の高い保育サービスの提供に繋がっています。	
Ⅱ-2-（3） 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
Ⅱ-2-（3）-① 職員一人一人の育成に向けた取組を行っている。	a	当保育所では、人事課主催の「階層別研修」や保育入所課主催の「保育入所課研修」、その他の外部研修に対して、研修係がこれらを把握し、回覧や掲示を通じて職員に呼びかけ、希望する研修に参加できるように調整しています。この取り組みにより、職員が自身のスキルアップや専門知識の向上を図ることが可能になっています。また、職員は年2回の自己評価を行い、前期の評価では後期に期待することを含めて面談・評価し、後期の評価では次年度に期待することを面談・評価しています。これにより、職員一人ひとりが自身の成長を振り返り、今後の目標設定に役立てています。これらの取り組みは、職員のプロフェッショナルな成長を促し、保育所全体のサービスの質を高める基盤となっています。	
Ⅱ-2-（3）-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	当保育所では、所内研修計画を策定し、様々な研修を実施しています。具体的には、「誤食、けいれん発作時、プールの事故時の救急搬送シミュレーション」や「プールについて」「病気、けがの対応」に関する研修を、研修係と看護師が担当しています。また、「日誌・月案の書き方」や「業務マニュアルの確認」に関する研修は、主幹を中心に行われています。これらの研修により、職員は保育の質を高め、日々の業務を効率的に進めることができます。さらに、「AED研修」については、消防署からの派遣による研修を行い、正しい知識の更新に努めています。また、主幹が中心となり、支援を必要とする子どもたちへの理解を深めるための所内研修も実施しています。これらの取り組みは、職員の専門性を高め、子どもたちの安全と健康を守る上で不可欠なものとなっています。	

<p>Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人一人の教育・研修の機会が確保されている。</p>	<p>a</p>	<p>保育所では、職員のスキル向上と質の高い保育の提供に力を入れています。人事課主催の階層別研修やフォローアップ研修、さらには保育士対象の保育入所課主催の研修など、多彩な教育プログラムに職員が積極的に参加できるよう、研修係が職員体制を調整しています。研修情報は回覧や掲示を通じて周知され、職員は常に最新の知識と技術を身につける機会を持てます。類型改定後も、オンライン研修の活用により、より柔軟に研修への参加が可能です。参加した研修の資料は回覧され、報告会議や所内研修で共有することで、職員全員が学びの成果を共有できる環境が整っています。このように、保育所は職員一人ひとりの成長を支援し、それが高品質な保育サービスへと繋がっていることが伺えます。</p>
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	<p>a</p>	<p>当保育所では、実習生の受け入れ体制に特に力を入れております。保育入所課が窓口となり、実習生たちが円滑に保育所の日常に参加できるような体制が整っています。さらに、保育マニュアルには「実習生の受け入れ」に関する項目が設けられており、これに従い、主幹や主査が実習生に対するオリエンテーションや実習プログラムの実施を行っています。実習生が経験する各クラスの担任保育士や所長も、実習生の反省会に出席し、彼らの成長と育成に深く関わっています。このような体系的かつ綿密なサポート体制により、実習生は実践的なスキルと保育に関する深い理解を得ることができ、それが保育所全体の質の向上にも寄与しております。</p>

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果	コメント
<p>Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
<p>Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p>	<p>a</p>	<p>当保育所では、越谷市情報公開条例に則り、透明性と信頼性の高い運営を心掛けております。公文書に記載されている個人情報の開示請求が可能であり、保護者の皆様に安心していただける体制を整えています。また、重要事項説明書には、保育内容に関する相談や苦情担当、さらには市の相談窓口に関する情報を掲載しており、入所時にこれらを詳しく説明しています。加えて、玄関エントランスには相談・苦情窓口の情報を掲示し、ご意見箱も設置しております。これにより、保護者の方々からのご意見やご相談に迅速に対応できる体制を確立しています。このような取り組みを通じて、保育所は保護者の皆様との信頼関係を大切にし、子どもたちの安全で質の高い保育環境の提供に努めています。</p>
<p>Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	<p>a</p>	<p>当保育所では、県や市の行政監査を定期的に受け、公立保育所としての信頼性と透明性を保っています。越谷市立の18か所の保育所は、毎年1保育所を対象に第三者評価を受審しています。その結果を他の17保育所に所長会等で共有することで保育の質の向上に活かしています。入所時には、重要事項説明書を通じて制度や保育所運営について詳しく説明し、保護者の皆様に安心していただけるよう努めています。また、月ごとの保育所だよりや給食献立表、保健だよりなどをコードモニアアプリで配信し、各クラスにも掲示しています。これにより、保護者の方々がいいつでも必要な情報を入手できるようにしています。さらに、越谷市の保育理念や保育基本方針、保育目標、お散歩マップを見やすい場所に掲示し、各クラスには年間の保育目標を掲示することで、保育の方向性を明確にしています。</p>

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	<p>保育所では、地域交流を重視しており、その一環として「遊ぼう会」や「園庭開放」のお知らせを作成し、保育所の正門フェンスに掲示しています。これらのイベントは越谷市のホームページの子育てネットを通じても周知され、年間計画表やその他のお知らせも掲載しています。また、散歩時には地域の人々への挨拶や声掛けを行い、積極的に地域との交流を図っています。特に印象深いのは、年長児が敬老の日のお祝いメッセージ動画に出演し、これが越谷市ホームページや越谷駅前のツインシティモニター、各地区センターの設置モニターで配信されたことです。これにより、高齢者の生きがい対策にも貢献しています。さらに、大相模小学校との連携もあり、2年生のまち探検での職業についての回答や、5年生による保育所児への手作りおもちゃの贈呈など、学校との協働も積極的に行っています。これらの取り組みにより、当保育所は地域社会との強い結びつきを築き、子どもたちに豊かな社会体験を提供しています。</p>
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	<p>当保育所では、学生ボランティアの受け入れを積極的に行っており、そのための専用マニュアルを整備しています。これにより、学生たちがスムーズに活動できるようサポートしています。また、「そよかせ文庫」を通じて、年に6回の絵本の読み聞かせや、年に3回のわらべうたのイベントを実施しています。これらの活動は子どもたちにとって非常に楽しい経験であり、読書や文化への興味を育む大切な機会となっています。さらに、「交通安全学び隊」など、外部のボランティア団体とも連携し、子どもたちに様々な学びの場を提供しています。クリスマス会では、保育施設課の職員にサンタクロース役をお願いすることで、子どもたちにとって忘れられない特別な体験を提供しています。これらの取り組みにより、当保育所は子どもたちの心に残る豊かな体験を提供し、地域社会とも緊密に連携しています。</p>
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	<p>当保育所では、緊急時の迅速な対応を可能にするため、近隣病院の一覧を常備し、各児のかかりつけ医の情報も収集しています。保護者には、医療機関や子育て支援業者、病気に関するハンドブックやパンフレットを配布・掲示し、健康管理の知識を提供しています。また、児童発達支援センター、教育センター、児童相談所、保健センター、消防署、警察、病院、市役所との連携も図っており、総合的なサポートを実現しています。</p>
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a	<p>当保育所では、「第2期越谷市子ども子育て支援事業計画」に基づき、地域のニーズを的確に把握し、それに応える活動を行っています。発達支援事業者や小・中学校からの交流依頼にも応じ、子どもたちにとって多様な学びの場を提供しています。また、「遊ぼう会」や「園庭開放」の際には、参加した保護者にアンケートを実施し、保育サービスの質向上に役立つ貴重な意見を収集しています。これらの取り組みにより、当保育所は地域の実情に合わせたきめ細かいサービスを提供し、子どもたちの健全な発達と保護者の子育て支援に努めています。</p>
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が行われている。	a	<p>当保育所では、児童発達支援センターや療育施設からの保育所訪問依頼、近隣小学校との交流、児童作品の寄付受け入れ、中学生の職場体験や大学生のアンケート依頼など、多岐にわたる外部との連携を行っています。これにより、子どもたちにさまざまな社会体験を提供し、広い視野を育んでいます。また、「遊ぼう会」や「園庭開放」を通じて、地域交流事業を積極的に展開しており、令和5年度は12月からこれらのイベントを開催予定です。これらの活動は、保育所の子どもたちと地域住民との交流を促し、地域の方々に子育て相談の機会を提供することで、地域コミュニティの一層の強化に寄与しています。このような取り組みを通じて、当保育所は地域に開かれた保育を実践し、子どもたちの成長と地域の子育て支援に貢献しています。</p>

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施  
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-1 (1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-1 (1) -① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	当保育所では、職員全員が「保育者としての倫理と態度」を含む保育マニュアルを所持し、所内研修で読み合わせを行い、その内容を周知しています。月案会議では、子どもに関する共通認識の形成や情報・対応の共有を行っており、子どもたちの個々のニーズに対応しています。また、所内研修や月案会議を通じて、気になる子どもへの対応方法について職員間で積極的に話し合いを行い、日々の保育に反映させています。子どもの主体性を尊重した行事のあり方についても、職員間での議論や検討を重ね、工夫し続けています。さらに、保護者参加の行事に関するアンケート結果や保護者からの直接の意見を職員間で共有し、保育サービスの継続的な改善に役立っています。
Ⅲ-1-1 (1) -② 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a	当保育所では、保育マニュアルに「保育者としての倫理と態度」を含め、特に守秘義務に関する項目を明示しております。所内研修を通じて、この部分を読み合わせ、職員全員がその重要性を周知し、理解しています。また、保護者に対しては、保育所内での写真撮影や名前の掲示、SNS等への情報公開に際しての個人情報保護の取り扱いについて、重要事項説明書に記載し、同意を得ています。保護者会が委託している写真販売業者には、個人情報保護に関する誓約書の提出を求め、データの受け渡しや返却時には業者と担当職員がサインし、日時を専用ノートや外部媒体記録簿に記載することで、情報の管理を徹底しています。さらに、子どもや保護者の個人情報は、事務所内の鍵付きキャビネットに保管し、厳重に管理しています。
Ⅲ-1-1 (2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-1 (2) -① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	当保育所では、入所希望者のための一斉見学会を開催し、施設の概要を配布すると共に、所長や主幹、主査が施設の説明と案内を行い、参加者の質問にも丁寧に答えています。また、一斉見学日以外にも、見学希望者があれば所長が随時対応し、個別に見学を受け入れております。入所申し込み用紙を希望する方が来所された場合も、随時対応しています。さらに、「遊ぼう会」や「園庭開放」などの地域交流事業については、越谷市のホームページや保育所のフェンスにポスターを掲示し、積極的に情報提供を行っております。これらの取り組みにより、当保育所は入所希望者や地域の方々に対して親しみやすく、開かれた環境を提供し、地域との連携を深めています。
Ⅲ-1-1 (2) -② 福祉サービスの開始・変更に当たり利用者等に分かりやすく説明している。	a	当保育所では、入所説明会で重要事項説明書と保育所生活のお知らせを配布し、内容の詳細を説明して同意書を得ています。入所時には、「乳幼児家庭調査票」や「健康調査票」の提出を求め、確認しており、日々の送迎時には家庭環境や子どもの成育歴、保護者の状況を把握しています。また、家庭訪問（現在は表札訪問）を実施し、自宅の場所を確認しています。保護者の家庭環境や就労状況の変更があった場合は、必要書類の提出を速やかに依頼し、記入方法をわかりやすく説明し、質問にも丁寧に答えています。現況届の提出時には、記入例を大きく印刷し、玄関エントランスに目立つよう掲示しています。さらに、感染症による登所自粛や行事の中止・変更等は、コドモンアプリやホワイトボード、所内掲示を通じて、一目で理解できるよう工夫して伝えています。
Ⅲ-1-1 (2) -③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等に当たり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a	当保育所では、教育・保育給付認定内容の変更や保育時間協議書の変更に関して、保護者との話し合いを大切にし、速やかに処理を行っています。この取り組みは、保護者との信頼関係を築き、子どもたちの保育環境を最適化するために不可欠です。また、市内での移行が必要な場合には、移行児童保育要録を作成し、他の教育・保育施設への円滑な移行・接続を図ることで、情報の共有を実現しています。これは、「保育施設在所児童が移行（転園）した場合の情報共有の取り組みの概要」に基づいており、転園先でも継続した保育サービスが提供されるよう配慮しています。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	当保育所では、子どもたちの意見を取り入れたり、思いに寄り添ったりしながら保育や行事を進めています。例えば、子どもたちのアイデアを日々の活動に取り入れ、彼らの創造性を育む取組を行っています。保護者参加行事後のアンケートでは、保護者の意見を収集し、職員間で共有、保育所からの返答を含めた結果を所内に掲示し、行事の見直しに活用しています。また、職員の反省会でも改善点は行事マニュアルや会議録に明記し、次年度の計画に反映させています。子どもの主体性を尊重する保育の進め方についても、職員が定期的に話し合い、保護者の声に耳を傾けるための意見箱や相談ポストを設置するなど、保護者との良好なコミュニケーションを維持しています。
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	当保育所では、保育内容に関する相談や苦情の担当者、市の相談窓口について、重要事項説明書に掲載し、入所説明会で保護者に詳しく知らせています。これにより、保護者はいつでも気軽に相談できる体制が整っていることを理解しています。さらに、玄関エントランスには相談や苦情に関する窓口の情報を掲示しており、保護者や訪問者が容易に確認できるようにしています。これらの取組は、保護者とのコミュニケーションを強化し、信頼関係を築く上で重要です。当保育所は、透明性のある運営と保護者の声に耳を傾ける姿勢を通じて、質の高い保育サービスを提供しています。
Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a	保育所では、日々の送迎時に子どもたちの日常のエピソードを保護者に伝えることで、親しみやすいコミュニケーションを心掛けています。これにより、保護者が職員に気軽に話しかけやすい雰囲気を作っています。また、連絡帳や個別面談、保育士体験を通じて、保護者の相談や意見を積極的に聞く機会を設けており、保護者の声に耳を傾ける姿勢を示しています。さらに、保護者の意見をより気軽に提供できるよう、匿名で意見を出せる苦情相談用のポストも設置しています。
Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	保育所では、保護者からの相談や意見があった場合、所長や主幹を中心に職員会議で対応や対策を話し合っています。このプロセスを通じて、保護者からのフィードバックを真摯に受け止め、適切な対応策を検討しています。話し合われた対策は翌日の朝の打合せで伝えられ、全体会議でも周知され、情報共有が行われます。これにより、職員間での対応に一貫性を持たせ、保護者への対応にばらつきが生じないようにしています。また、苦情や相談を伝えた保護者には、所長や担任から直接今後の対応を報告し、信頼関係の構築に努めています。苦情や相談に関しては、専用のシートに記入し記録を残すことで、今後の対応に活かせるようにしています。
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	当保育所では、安全確保に細心の注意を払っています。安全計画に基づき、毎月安全点検履歴カードと安全チェックリストを用いて固定遊具や保育室内の点検を徹底して行い、乳児の睡眠時呼吸チェック表を使用して突然死症候群対策を実施しています。また、年間を通じて不審者、地震、火災など様々な災害への対応訓練を行うことで、緊急時の対応力を高めています。ヒヤリハットが発生した際には、詳細を記録し、発生場所に注意喚起の措置を講じると共に、毎月の報告会議での情報共有を行い、再発防止に努めています。
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	当保育所では、公立保育所共通の「保健マニュアル」を基に職員研修を実施し、全職員が感染症対策を徹底しています。保護者へは、入所時に重要事項説明書を通じて感染症に関する情報を提供し、看護師が具体的な説明を行っています。感染症発生時には、玄関エントランスに情報掲示とコードモンアブリを用いて状況を速やかに伝え、健康観察と注意喚起を促しています。また、日常的な環境清掃と手洗いの徹底、感染発生時の消毒対策を行い、安全で衛生的な保育環境の維持に努めています。



<p>Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	<p>a</p>	<p>当保育所では、防火管理者によって策定された消防計画を消防署に提出し、毎月様々な災害シナリオ（火災、地震、竜巻、不審者、水害、Jアラート）に対応した避難訓練を実施しています。この訓練は、子どもたちと職員が緊急時の適切な行動を身につけるために重要です。年に一度は、消防署員が参加する総合避難訓練や、保護者が関与する引き渡し訓練、水消火器の使用訓練を行い、災害対応の実践的な知識を深めています。また、延長保育時の避難訓練も年に二回行い、異なる時間帯での緊急対応能力を養っています。災害発生時の情報伝達には、コドモンアプリを活用し、保護者へ迅速かつ正確に情報を届けています。さらに、大規模災害への備えとして、二次避難場所に指定された大相模小学校と連携を取り、万が一の事態に備えています。</p>
---	----------	--

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

<p>Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。</p>		
<p>Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。</p>	<p>a</p>	<p>当保育所では、公立保育所共通の「保育マニュアル」、「保健マニュアル」、「事故・非常・災害時等の保育所対応マニュアル」を完備しており、これらを基に職員全員が共通の認識を持ち、質の高い福祉サービスを提供しています。これに加え、保育所独自の「行事マニュアル」や「緊急対応フローチャート」も作成しており、これらを通じて日々の保育活動や行事の運営、緊急時の対応においても、より具体的かつ体系的なアプローチを実施しています。これらのマニュアルは、保育の質を一層高め、保護者や子どもたちに安心と信頼を提供するための重要な基盤となっています。</p>
<p>Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	<p>a</p>	<p>当保育所では、公立保育所共通のマニュアルを、所長会、看護師会、主幹会等で定期的に検討し、改定が必要な場合は職員に新しいマニュアルを差し替えて周知しています。これにより、職員全員が最新の情報に基づいて福祉サービスを提供できるよう努めています。また、保育所独自のマニュアルについては、日々の保育や行事を通じて継続的に検証と見直しを行い、反省点を踏まえた改善を次年度の活動に活かしています。さらに、ヒヤリハット表を作成し、危険箇所や事故が起りやすい場所を特定し、これらの改善に努めています。</p>
<p>Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。</p>		
<p>Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画（個別支援計画）を適切に策定している。</p>	<p>a</p>	<p>当保育所では、入所時や年度初めに保護者から「生活調査票」及び「健康調査票」の提出を受け、家庭訪問（表札訪問）や送迎時の聞き取りを通じて、一人一人の子どもを深く理解し、その成長の特記事項を記録しています。この情報を基に、各学年ごとに「年間保育指導計画」や月毎の「保育指導計画」、週案を慎重に作成しています。支援が必要な子どもには、個別の「保育指導計画」を策定し、特別な配慮を行っています。特に0歳、1歳、2歳クラスでは、月毎の「保育指導計画」に加えて「個別計画」も立て、それぞれの成長段階に合わせたきめ細やかな保育を実施しています。</p>
<p>Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画（個別支援計画）の評価・見直しを行っている。</p>	<p>a</p>	<p>当保育所では、各学年ごとに年間保育指導計画を策定し、年度末には職員会議でその評価と反省を行い、必要に応じて見直しを行っています。この見直しは職員全員に周知されます。また、年間指導計画から派生した月毎の保育指導計画についても、月末の会議で評価と反省を行い、改善点を共有しています。さらに、週毎の保育指導計画と日々の保育指導計画は、週末に各クラスで評価と反省を実施しています。行事や避難訓練などは、実施後に反省会を設け、評価と見直しを行っており、これにより次回の改善に繋げています。新型コロナウイルス感染症の類型変更に伴い、保育や行事の方針、保護者への依頼事項なども会議や部会で確認し、計画し、その都度見直しています。</p>

Ⅲ－２－（３） 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
<p>Ⅲ－２－（３）－① 利用者に関する福祉サービス実施状況（個別支援計画）の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	<p>a</p>	<p>当保育所では、子ども一人ひとりの様子を保育日誌、月案、成長の記録に記録し、職員会議を通じて情報共有を行っています。乳児組には連絡帳を、幼児組にはコドモンアプリを用いて、日々の様子を保護者に配信しています。幼児組では、健康カードの備考欄への記入や口頭での情報伝達を行い、個別の注意点にも対応しています。また、週の予定表をクラスに掲示することで、保護者との情報共有も図っています。毎朝の打ち合わせでは、職員体制、アレルギー食、前日の申し送り、報告事項などを職員に伝え、周知しています。情報の漏れがないように、口頭と連絡ノートへの記載でダブルチェックを行い、聞く側も能動的に確認するよう工夫しています。</p>
<p>Ⅲ－２－（３）－② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。</p>	<p>a</p>	<p>当保育所では、情報管理に関して厳格な対策を講じています。パソコン内の記録管理においては、越谷市情報セキュリティ対策ハンドブックを職員に配布し、セキュリティポリシーの適切な運用を徹底しています。これにより、デジタル情報の安全性を保ち、子どもたちや保護者の個人情報の保護に努めています。また、紙の書類については、ファイリングシステムを用いて事務所内のキャビネットに保管し、退所時にはキャビネットを施錠しています。これにより、書類の安全管理を確保し、機密情報の漏洩を防いでいます。</p>

A 個別評価基準

A-1 保育内容

		第三者評価結果	コメント
A-1-1 (1) 全体的な計画の作成			
A-1-1 (1) -① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a		越谷市の保育理念と保育指針にを基に、保育所独自の保育目標を立てて掲示しています。子どもへの年間保育指導計画は、担当が子どもの状態を把握し、担当者が中心になって話し合い計画を立てています。また地域の子育て支援となるように作成しています。
A-1-1 (2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-1 (2) -① 生活にふさわしい場として、子どもが心地良く過ごすことのできる環境を整備している。	a		子どもたちが生活するのに適した環境を整えるため、室内外の状況を確認し、適切な室温や外気温に合わせて快適に過ごせるよう配慮しています。具体的には、近年の猛暑に対応し、気象庁の指数や区役所の指導に沿いながら、子どもたちの活動を保障できるよう環境を整えています。室内では、季節に応じて床暖房や冷暖房を適切に使用し、加湿器や空気清浄器を利用して感染症対策にも取り組み、快適な環境を提供しています。また、夏の水遊びでは、子どもたちの年齢、外気温、健康状態に配慮した対応を行っています。さらに、園庭の遊具の点検も、室内遊具と同様に定期的に行い、安全な遊び環境を保持しています。
A-1-1 (2) -② 一人一人の子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a		保育所では、各年齢に合わせた適切な対応を心がけています。年齢に応じて対応は異なりますが、子どもの気持ちを理解し、特に年齢が小さい子どもたちの泣き声や不機嫌さには、迅速に安心できるよう配慮をしています。子どもの日々の変化を保護者と共に確認し、受け止めています。また、子どもの健康状態についても、保護者と密接に連絡を取り合い、子どもたちが元気に活動できるよう配慮しています。通常と異なる様子の子どもの見つけた場合には、それを把握し、確認することで、子どもたちが安心して生活し、活動できる環境を整えています。
A-1-1 (2) -③ 子どもが基本的な生活習慣を身に付けることができる環境の整備、援助を行っている。	a		子どもの年齢と成長課題に沿った支援をしています。具体的には、1歳児の排泄指導などでは、子どもの身体機能の成長を確認しながら、動きに見合うように声かけと援助を行っています。子どものやる気を育むように、トイレやパンツを整えて援助しています。また、食事指導では、子どもの好みや家庭での食生活を念頭に献立に慣れに、食べたことのない食材への挑戦意欲なども育てています。何よりも楽しんで食べられるように支援しています。
A-1-1 (2) -④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a		各年齢に見合った危険のない状態に遊具の設定をしています。その中で年齢に見合う遊具の種類、数を設けて子どもが自由にとれるようにしています。遊具の種類と内容は職員間で確認して季節感を踏まえて設定しています。年齢が大きくなると遊具の要求などの発言をする機会もありますのでその声を大切にしています。また、近隣の自然に触れる機会を設けて散策や小動物の世話、畑づくりなどもできるように体験の機会と年齢に見合った環境を作っています。
A-1-1 (2) -⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a		保育所では、一人ひとりの子どもの表情と動きに注意を払い、十分なスキンシップを取るよう努めています。また、子どもたちが安全に探索活動を行えるよう、十分なスペースを確保した環境を整備しています。発語が始まっていない時期の子どもには、その表情を読み取りながら、具体的な物事や行動に関する声掛けをして、言葉の獲得を支援しています。今年度は活発な子どもが多いため、彼らの動きや泣き声などの訴えにも注意を払って対応しています。さらに、大人とのふれあい遊びを多く取り入れ、子どもたちとの関係を深めるよう努めています。
A-1-1 (2) -⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a		子どもの活動範囲が広がり、走る、登る、リズムが取れるなど活発になってきている様子を確認すると、身体の動きに合わせた保育環境を設定し室内外での遊びを展開できるようにしています。言葉も出て、大人との関りと子ども同士での関りも出てくると、職員は子どもの気持ちを汲み取りながらお互いの関係性が培われるように援助しています。また、周りの事象と人にも関心を持ってきていますので関わり方などを大人と一緒に橋渡しをしています。

<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>新型コロナウイルス感染症が5類に分類されたことを受け、保育所では子どもたちの屋外での遊びと食事の形態を見直し、子ども同士の交流が容易になるよう工夫しています。職員は、子どもたちが日常生活の中で自立できるよう、身の回りのことをサポートしています。年齢や子どもたちの能力に合わせた方法で指導し、成長につながるように心掛けています。また、子どもたちの健康状態や保育環境の安全性を常に確認し、安心して体を動かして遊べる環境を整えています。教育面では、子どもたちが自由に遊べるように、職員が毎朝の打ち合わせを通して環境を整えています。さらに、各年齢に適した教材を使用して製作活動などを進めています。</p>
<p>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>配慮を要する子どもの特性に配慮した指導計画をもとに丁寧な支援をしています。障がいのある子どもも自然と関わり合え、助け合えるような保育を心掛けています。担当職員と周りの職員は、研修及び具体的な支援内容を職員間で学んでいます。また、巡回指導では、理学療法・作業療法・臨床心理の職員が来所し、指導を受けています。巡回カンファレンスにおいて具体的な指導内容を確認し、全職員で情報の共有をしています。さらに、保護者との信頼関係を築き、日々の子どもの成長と変化などの様子を伝え合い、共通確認と理解をもとで子どもが安心して生活出来るようにしています。加えて、令和3年度より、医療的ケア児を数名受け入れています。医師からの意見書をもとに子どものプライバシーを守り、医務室での医療的ケアを行っています。ケアの時間以外はクラスの友達と一緒に過ごしています。</p>
<p>A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>延長保育の時間帯は乳児・幼児を別々の部屋にして保育をすることを基本としています。しかし、人数が少なくなってきた場合には、時間を見計らって合同で過ごせるようにしています。遊具は、専用の遊具として用意するほか日中子どもが遊んでいたお気に入り遊具を持参して参加できるようにしています。できるだけゆったり過ごせるような環境を用意しています。また、日中の子ども様子を保護者と直接話したり、伝言を伝えたりして保護者に日中の生活が伝わるようにしています。</p>
<p>A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>幼保小連絡会に参加し、申し送りなど小学校との情報交換を定期的にし、保育所から小学校へ継続的な援助が行えるように連携をしています。また、年明けから年長児は、小学校に向けての生活リズムが作れるように午睡をなくした活動をしています。特に、給食など学校の生活リズムに合わせた活動を取り入れています。例えば交通安全学習隊に依頼して、集会を開いてもらい、守るべき交通ルールなどを学んでいます。さらに、生活や遊びの中では、数字や文字に触れ、興味が持てるように郵便ごっこなどを楽しんでいます。越谷市の「幼児期の終わりまでに育ってほしい10姿」を配布して保護者とともに確認をしています。</p>
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
<p>A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>	<p>日常保育では、看護師が朝に巡回して、子どもへの声かけをしながら指針をしています。担任からの情報と視診の内容も加味した総合的な判断をしています。日中活動での変化や気になる症状には看護師から直接電話をして保護者に確認を取った対応をしています。また、既往歴のある子どもには保護者に記入してもらった健康調査票を基にその実態を丁寧に聞き取り、確認しています。特に熱性けいれんのある子どもへの対応には保育時間帯に3回ほど検温をして様子を確認しています。感染症対策では継続した予防対応を行いながら持ち物の中にマスクを入れてもらい、咳エチケットについて確認をしています。</p>
<p>A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>	<p>年齢に見合った身体計測をし、その結果を個別にアプリで知らせています。健康診断、6月の歯科検診などは出席簿に記入して保護者に知らせています。歯科検診後は幼児は食後のうがいを丁寧にしています。5歳児に対しては歯ブラシ指導を受けた後に、保育所内で実際に取り組んでいます。</p>

<p>A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>アレルギー除去食の対応が必要な子どもについては、医師の指示書を基に、保護者、所長、担任、看護師、栄養士、調理員との面談を行い、毎月の献立についても確認をしています。日々の給食では、アレルギー対応の専用トレー、ネームプレート、テーブル拭き、カーペット拭き、アレルギー除去食チェック表を使用し、担任と調理担当者が確認した上で提供しています。毎朝、調理員と職員が確認し、アレルギー食ボードでも再確認を行い、誤食を防いでいます。医療的ケアが必要な子どもに対しては、ドクター、保護者、看護師、所長、担任と連携を取り、保護者からの情報収集や必要に応じた面談を通じて、個別の対応を行っています。</p>
<p>A-1-(4) 食事</p>		
<p>A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>コロナウイルスの分類変更に伴い、給食の机等の配置を自由に変更できるようになったため、各クラスで異なる形式を試み、子どもたちが楽しんで食事できるように工夫しています。年長児は、野菜の皮むきなどを行い、食材への関心を高めています。また、子どもたちが育てた野菜を調理し、食への興味を引くようにしています。給食のサンプルを展示し、家庭での会話や献立のヒントになるようにし、毎月2種類の給食と行事食のレシピを掲示しています。これにより、保護者がレシピを自由に持ち帰り、親子のコミュニケーションや関わりを促進しています。さらに、年長児は栄養士主催の栄養教室に参加し、カレー作りを通して食育への関心を深めています。</p>
<p>A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	<p>a</p>	<p>遅番保育士が、検食を行い、量や味付け、色彩、異物混入、加熱状態、異味、異臭等を確認して安全であることを確認しています。また、定期的に給食委員会が開かれ、栄養士、調理員、所長、保育士による献立内容の検討、見直しが行われ、日常の喫食状況が記録され、子どもの食に対する変化なども加味されています。さらに、栄養士も定期的に来所し、子ども達の喫食状況を確認し、献立作りに反映しています。</p>

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	コメント
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	乳児では連絡帳で知らせ、幼児は各クラスの一日の様子をアプリ使用で保護者に子どもの様子を知らせています。 また、乳幼児ともにお知らせボードを設置し、より詳しく伝える内容の折に用いています。家庭の様子は連絡帳や健康カードを使用しています。さらに、送迎の際、保護者との連絡を行い、子どもの様子を伝え合うようにしています。その他に保護者会、保育参観、クラス懇談会も行っています。	
A-2-(2) 保護者等の支援			
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	保護者とのコミュニケーションを取り、信頼関係を築くようにしています。日常の送迎時やいつでも相談に乗れるように、話しかけやすい雰囲気作りを心掛け、丁寧な対応に努めています。 保護者の希望で、個別面談を行い、保護者の要望や相談を丁寧に聞く機会を設けている他、必要に応じて面談の場を用意しています。コロナ禍で中止していた一日保育士体験を再開し、クラスの中に入り普段の様子を見る機会を作り、個別面談も行っています。また、保育室に入室し、朝の支度をしてもらい、クラスの様子が垣間見られるようにしています。さらに、保育参観を行い、親子でコミュニケーションがとれる活動のほか、保育所の様子、友達関係などがみえる機会を作っています。	
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	朝の受け入れや着脱の際、身体にあざや傷がないか確認し、気になる事がある時は、所長、看護師、主幹に報告しています。「虐待防止対応マニュアル」に即した対応をしています。この内容の周知は、職員全員でしています。 さらに、児童相談所からの連絡には、個人情報に配慮しながら、子どもの様子や家庭環境を伝え合い、連携を取っています。	

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）			
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	所長と主幹は、保育日誌や月間保育計画、成長の記録に目を通して、各保育士に評価やアドバイスをしています。また、職員は年に2回、自己評価を行い、保育の振り返りと評価をしています。所長との面談を通して、課題や改善点に気づき、スキルアップ及び人材育成へと繋げています。	